

議 長 日程第2「議案第3号松田町寄ふれあい農林体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、飯田一君。

産業厚生常任委員長 それでは、議案第3号について、産業厚生委員会のほうの報告を行います。

平成29年3月8日、松田町議会議長 井上栄一殿。産業厚生常任委員会委員長 飯田一。産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、3月7日及び8日に役場4階大会議室において委員全員出席のもとに委員会を開催し、平成29年第1回議会定例会において付託された「議案第3号 松田町寄ふれあい農林体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。松田町寄ふれあい農林体験施設の業務内容拡充及び利用料金の改正について、観光経済課長と担当職員出席のもと、過去の収支状況や今後の利用料金、首都圏における類似施設の概要などを詳細に審査しました。

審査の結果、提案された原案の業務内容拡充は、寄地域の稼ぐ力と雇用を創出するためのものでした。一方、施設の収支状況は、平成23年度以降は年々改善され黒字経営に近づいている中、今年度の地方創生加速化交付金を活用し、施設のリノベーションを図ったことにより、更なる入込客の増加が期待されます。

よって、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

(1) 利用料金は上限設定のため、料金改定の際には施設の整備状況を判断して慎重に対応すること。

(2) 当該施設が地域住民参加のもと、地元と密着した拠点施設となるよう既存施設との連携に努めること。

(3) 指定管理者へ移行する際は、業務内容や収支計画について十分精査し、

指定管理者を選定すること。

(4) 町内在住・在勤者の利用料金については、徴収方法を明確にされたい。

以上です。なお、私のほかに委員がおりますので、補足説明のほう、よろしくをお願いします。以上です。

議

長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町寄ふれあい農林体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。